

中華人民共和国刑法（抄録）

1997年3月14日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国刑法（抄録）

（1979年第5期全国人民代表大会第2回会議で採択、1997年3月14日第8期全国人民代表大会第5回会議で改正）

第3章 刑罰

第7節 知的財産権を侵害する罪

第213条 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し、情状がひどい者は3年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重大であるものは3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第214条 登録商標を詐称した商標であることを知りながら販売し、販売金額が比較的大きいものは3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。販売金額が巨大である場合は3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第215条 他人の登録商標を偽造し、無断で製造し、または偽造若しくは無断で製造された登録商標の標識を販売し、情状が重大であるものは3年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重大である場合は3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第216条 他人の特許を詐称し、情状が重大であるものは3年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

第217条 営利を目的とし、次に掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が比較的大きいまたはその他の情状が重大である場合は、3年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得金額が巨額である場合またはその他の情状がきわめて重大である場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

- （1） 著作権者の許諾を得ずに、その文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を複製発行した場合。
- （2） 他人が専有出版権を享有する図書を出版した場合。
- （3） 録音録画製作者の許諾を得ずに、その者が製作した録音録画の著作物を複製発行した場合。
- （4） 他人の署名を盗用した美術作品を制作し、販売した場合。

第218条 営利を目的とし、本法第217条で規定した権利侵害複製品を販売し、違法所得が巨額である場合は3年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

第219条 以下に規定する商業秘密侵害行為の一つに該当し、商業秘密の権利者に重大な

損害を与えた場合は3年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科又は単科する;きわめて重大な結果を生じさせた場合は3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

- (1) 窃盗、利益誘導、脅迫その他の不正な手段を用いて、権利者の商業秘密を取得する行為。
- (2) 前号の手段を用いて取得した権利者の商業秘密を開示、使用または他人が使用することを許諾する行為。
- (3) 約束に違反し、または権利者の商業秘密の保持に関する要求に反して、自己が保有する商業秘密を開示、使用しまたは他人が使用することを許諾する行為。

前項に掲げる行為であることを知りまたは知るべきである場合、他人の商業秘密を取得、使用しまたは開示したものは、商業秘密侵害罪として処する。

本条に言う商業秘密とは、一般公衆に知らず、権利者のために経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持措置を講じた技術情報または経営情報をいう。

本条にいう権利者とは、商業秘密の所有者及び商業秘密の所有者の許諾を得た商業秘密の使用者をいう。

第220条 単位が本節第213条から第219条に規定する罪を犯した場合は、単位に対して罰金を科すほか、その直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者を、本節各条の規定により処罰する。